

2018年9月24日

文部科学記者会 御中

全国学校事故・事件を語る会

広報担当 西宮 要

## いじめ定義の誤解

「いじめの定義」について、誤解を招く報道を昨今よく見ます。定義で「いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの」、つまり、被害者がいじめられたと思えばいじめであるという考え方は認識されています。しかし、それは最近の考え方だと誤解されている方が多いように感じます。

文科省の定義では、1994年（平成6年）からで、すでに四半世紀が経とうとしています。

文科省ご担当の皆様にはご承知のこととは存じますが、改めてご留意いただけましたら幸いです。併せて、全国の各支局、地方記者、系列局各社に周知くださいますようお願い申し上げます。

裏面、「いじめの定義の変遷」（文科省HPより）をご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2018/08/20/1400030\\_003.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/08/20/1400030_003.pdf)

### <視聴者・読者が誤解を受ける例>

#### 1. いじめの定義を紹介する場面で、

いじめ防止対策推進法 第2条の定義「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」が引用されます。その結果、「いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの」の重要な考え方が、2013年（平成25年）から変わったような誤解を与えます。同法以前の1994年から文科省が各校に通知していることを、できるだけ付け加えてください。

#### 2. 専門家のコメントに間違いが多い

「2006年（平成18年）から『被害者の立場に立って』と変わりました」と誤った説明をする方がいます。正確には1994年（平成6年）からです。2006年の改定では、「一方的」「継続的」「深刻な」などの文言が削除されただけです。

### <報道の影響>

このような報道が原因ではないかと考えられ、多くの教育関係者や被害者・遺族の当事者までもが誤った認識に陥っています。例えば、2012年の事件を教委に訴えた場合、担当者の誤解から、いじめの定義に当たらないと取り合ってもらえないケースも生じています。

〔連絡先〕 全国学校事故・事件を語る会 担当 西宮（にしみや）

TEL: 080-3810-7967 E-mail: gjjkatarkai@gmail.com

## いじめの定義の変遷

### 【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

#### 【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

#### 【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

#### 【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。